

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項及び第三項を削る。

第五十三条第三項第四号中「五千万円」の下に「までの金額」を加える。

第六十六条第三項中「の末尾に同項の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第六十七条第三項中「るとともに押印させ」を削る。

第八十一条中「当該各号に定めるところにより」を削り、同条第一号及び第二号中「当日」を削り、同条第三号中「翌月五日」を削る。

第九十二条中「書面」を「書類」に改める。

第一百五十九条中「書面」を「書類」に改める。

第一百七十七条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第二百十八条第三項第三号に次のただし書を加える。

ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

様式第十号中「糺(所)長印」を「糺(所)長」に改める。

様式第二十七号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第三十六号中「㊟」を削る。

様式第三十九号（一）中「㊟」を削り、「あひ先」を「宛先」に改める。

様式第三十九号（二）中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第三十九号（四）中「㊟」を削り、「あひ先」を「宛先」に改める。

様式第四十号中「㊟」を削る。

様式第四十七号中「㊟」及び「㊟」を削る。

様式第五十六号を次のように改める。

固定資産使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請人 住所
氏名

固定資産を使用することについて、許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可を受けようとする固定資産
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 分類
 - (4) 数量
- 2 使用目的
- 3 使用期間
- 4 使用責任者及び人員
- 5 添付書類
 - (1) 使用箇所図面
 - (2) 定款、決算書等（新規の場合）
 - (3) その他

担当（部署・氏名）_____

電話番号_____

電子メールアドレス_____

様式第六十一号を次のとおり改める。

請 書		年 月 日			
印 紙					
(宛先)					
契約者 (納入者)					
住 所					
氏 名					
納入場所		納入期限又は 納入指定日			
		年 月 日			
品 目	規格・銘柄等	数 量	価 格 (円)		摘 要
			単 価	金 額	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
違 約 金 履行遅滞があつた場合は、下水道局の定めに従い違約金を支払 います。					
品質等の保証期間 納入後、 年間は、納入した物品の品質、性能等について保 証します。ただし、保証書の保証期間が 年以上の場合は、そ の保証書記載の保証期間とします。					
注意 価格は消費税及び地方消費税額を含めた額であり、()内は、価格のうち の消費税及び地方消費税額である。					
担当 (部署・氏名)					
電 話 番 号					
電子メールアドレス					

- 備考 1 個々の品目の価格については、消費税及び地方消費税額を含めない金額を記載し、最後の品目の下段に、この契約に係る消費税及び地方消費税額を記載する方法でもよい。
- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第六十二号（一）中「㊟」を「㊤」に置き、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。
様式第六十二号（二）中「㊟」を「㊤」に置き、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。
様式第六十二号（三）中「㊟」を「㊤」に置き、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第六十四号中「決定者印」を「決定者」に改める。

様式第六十七号及び様式第六十八号中「㊟」を削る。

附 則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。